教派神道連合会御中公益財団法人全日本仏教会御中日本キリスト教連合会御中宗教法人神社本庁御中公益財団法人新日本宗教団体連合会御中

公益財団法人 日本宗教連盟 事務局長 佐原 透修

(新型コロナウイルス感染症・関係情報) 宗教法人で「休業手当」を出した際の、「雇用調整助成金」の適用について

宗教法人が、労働保険の適用事業所(雇用保険や労災保険を支払っている)である場合には、今回の「新型コロナウイルス感染症」の関係で、常勤職員、非常勤職員(パートタイマーやアルバイト)を解雇せず、休業させ、「休業手当」を支給した場合、宗教法人も「雇用調整助成金」を申請することができます。

通常では、雇用保険を払っている職員に対してのみの支給なのですが、特例として、雇用保険の対象外であるパートタイマーやアルバイトに「休業手当」を支給した場合も摘要となることが分かりました。

別紙、文化庁宗務課が厚生労働省に確認し、情報提供くださいましたので、回送いたします。各関係団体、並びに、関係宗教法人にもご周知いただければ幸いです。

なお、**申請期間が6月30日まで**となっておりますので、労働保険加入の宗教法人には、都道府県労働局、または、公共職業安定所(ハローワーク)にお問い合わせくださるようお伝え願います。

申請については、厚生労働省HPにございますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html